

# 群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例について

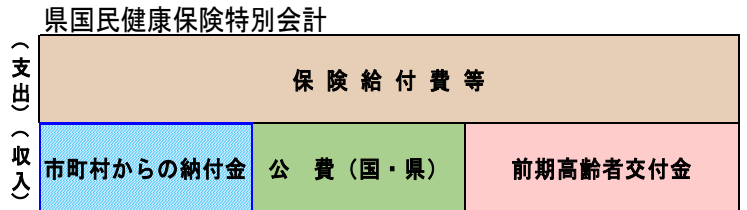
健康福祉部国保援護課

## 概要

国民健康保険法の改正に伴い、群馬県国民健康保険財政安定化基金に、県国民健康保険特別会計の決算剰余金を積み立て、年度を超えて、必要なときに取り崩すことができる機能を追加するもの。

## 1 国民健康保険の財政運営について

- 平成30年度から、都道府県が国保財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業確保の中心的な役割を担うべく、制度改革が行われた。
- 市町村は、国保税等を原資として県へ「納付金」を納付し、県は、「納付金」や国・県の公費等を原資に保険給付費の全額を「交付金」として市町村へ交付する。



## 2 今回改正事項

保険給付費や前期高齢者交付金等の年度間の急激な増減に備え、県国保特別会計の決算剰余金を財政安定化基金に積み立て、必要なときに取り崩して活用できるようにする。これにより、年度間の財政調整(納付金の伸びの平準化)が可能となり、国保財政の更なる安定化が図られる。

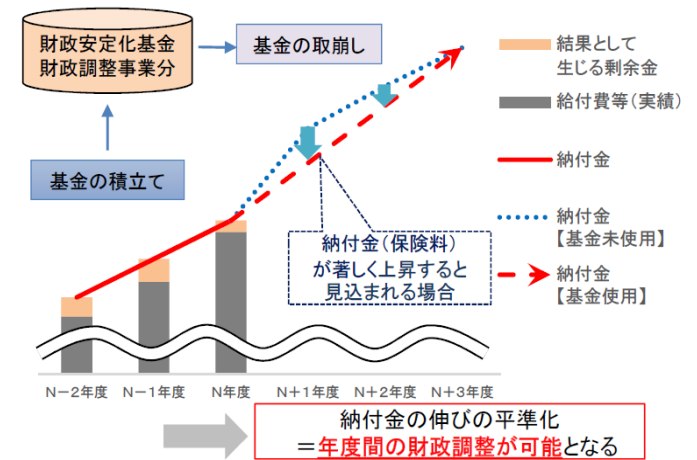
## 3 予算措置

令和3年度決算剰余金の額が判明した後、市町村と協議の上、積立額を決定し、令和4年度2月補正対応予定。

## 4 施行期日

令和4年4月1日(改正国保法の施行日と同日)

### <財政調整事業の活用例(イメージ)>



## 【参考】 現行の群馬県国民健康保険財政安定化基金について

国民健康保険法に基づき、保険税収納不足や保険給付費の増により財源不足になった場合に備え、基金を設置している(基金残高:約33億円、財源:全額国庫)。これまでは国民健康保険財政安定化基金への決算剰余金の積立は法定化されていなかった。

- 貸付...国保税収納率の悪化に伴い、財源不足が生じる市町村に貸し付ける。
- 交付...災害等の特別な事情による収納率の悪化に伴い、財源不足が生じる市町村に交付する。
- 取崩...年度内で県の保険給付費が予想以上に増加し財源不足が生じた場合、不足額を取り崩す。

